

## 行政改革推進本部専門調査会（第2回）議事概要

### 1 日時

平成18年9月13日（水）10：00～11：25

### 2 場所

総理官邸4階大会議室

### 3 出席者

（委員（敬称略））

佐々木毅（座長）、清家篤（座長代理）、朝倉敏夫、稲継裕昭、薄井信明、内海房子、岡部謙治、小幡純子、加藤丈夫、川戸恵子、古賀伸明、田島優子、西尾勝、西村健一郎、松本英昭、丸山建藏

（政府）

中馬弘毅行政改革担当大臣、長勢甚遠内閣官房副長官、山口泰明内閣府副大臣、坂篤郎内閣官房副長官補、福井良次行政改革推進本部事務局長、江澤岸生行政改革推進本部事務局次長、上田紘士行政改革推進本部事務局次長、株丹達也行政改革推進本部事務局審議官、戸谷好秀総務省人事・恩給局長、金子順一厚生労働省政策統括官、出合均人事院事務総局総括審議官

### 4 議事次第

- （1）開会
- （2）中馬行政改革担当大臣挨拶
- （3）事務局より資料説明
- （4）フリーディスカッション
- （5）閉会

### 5 議事の経過

冒頭、中馬行政改革担当大臣の挨拶の後、佐々木座長より、今回を含む2～3回の間は、事務局より簡単に資料説明を行った後、フリーディスカッションの時間を十分に確保し、何を中心に議論すべきか、重要と思われるテーマ等について各委員から自由に発言していただくことにより、論点の柱立てを行っていきたい旨の説明があり、各委員より了承された。

次に事務局より、公務の範囲の現状、経緯、答申等の内容について資料に沿って説明が行われた後、各委員から以下のような発言があった。

- ・ 公務の範囲については、時代とともに変遷し、国によっても多様であるが、最終的には、政治が判断するものである。
- ・ 高学歴化の進展、法科大学院や公共政策大学院の修了者の増加等は公務員制度に大きな影響を与うるものだが、現行制度がこれに対応しているとはいえない。
- ・ 80年代以降の「官から民へ」などにより公務が縮小している。また、政官関係の変化、司法制度改革などの大きな動きがある中で、公務員制度改革だけが停滞しており、総合的に見直すべき課題となっている。
- ・ 公務員が担わなければならない、という議論と公務の範囲とは別の議論である。諸外国と比べて、日本の公務員の数は少ないとされるが、本当に公務員が担うべきかどうかについては見直す必要がある。
- ・ 公権力の行使については、違法駐車取締りや建築審査確認などは民間で行われるようになってきている。公務の範囲を詰めていくことにより、官の仕事に無駄がないかチェックすることができるようになる。
- ・ 公務・公共サービスの概念が曖昧になってきている。この点については、本質的な議論をすべきである。公共サービスの担い手が官であれ、民であれ、行政が最終的な責任を持つような仕組みにすべきである。
- ・ 公務員と民間企業等の従業員とでは適用される労働法制が異なっており、官は手足が縛られた状態にある。これでは、市場化テストの際に公正な条件で競争が行われているとはいえないのではないか。
- ・ 労使関係については、労使が国民・住民にどのように責任を果たすべきか、危機的な状況が発生したときに労使が協力し、共に取り組めるような今日的な意義が示されるような議論をしていきたい。
- ・ 公的機関の委任とか労使関係などの命題を決めてからでないでないと公務の定義は定まってこないのではないか。公務は何か、という一般的なアプローチでは混乱する。
- ・ 人事制度の慣行を見直す必要がある。抜擢、降格、配置転換など、民間企業で当然のように行われていることが公務員でも行われるようにすべきである。
- ・ 官・民のイコールフットイングを推進すべきである。処遇面は給与、賞与、退職金、年金、雇用保険など色々なアイテムがあるが、その格差がどうか議論すべきではないか。
- ・ 公務の範囲を考える上で、現状の公務員の人数が適正かどうか、無駄がないかどうかの検証も必要ではないか。
- ・ 公務の範囲を政治、あるいは国民が決定するとしても、その公務を担う労働力は、労働市場に委ねざるを得ない。労働者の質とコストを意識し公務・

公務員の在り方を検討する必要がある。

- ・ 公務を巡る環境が大きく変化している中で、公務員制度がその変化に対応できているか、対応のために必要なのは制度改正か運用上の改善かなどについて整理する必要がある。
- ・ 労使関係については、歴史的経緯の積み重ねでもあるが、今有効に機能しているのではないか。公務が縮小していけば、公務員の地位の特殊性や職務の公共性も絞られてくるので基本権の問題も解決するのではないか。
- ・ 公共サービスの効率・効果に関しては、公共サービスの受け手である国民の評価を重視すべきであり、指定管理者制度や市場化テストなどの効果のデータについてまとめたものがあれば見てみたい。
- ・ 今後の進め方としては、この専門調査会設置の経緯となった政労協議では、「労働基本権を付与する公務員の範囲について」検討する場を設置することとなっていること、地方公務員は人数も多く、影響が大きいことに留意する必要がある。
- ・ 現状の問題の原因としては、民主的な労使関係が確立されていないことが考えられる。職員側も基本権が制約されているが、当局側も国でいえば、人事院、財務省、総務省と各府省人事当局とに分かれており、使用者として一元的に責任を果たしていない。
- ・ 公務員制度改革が頓挫している最大の要因は労使関係、労働基本権の問題を先送りしていることであり、そこは逃げないで取り組んでいただきたい。
- ・ 公共サービスの議論をする場合は、民間の良い所を取り入れる方向でなされるべきである。
- ・ 日本の公務員制度の特徴として、制度と実態の乖離があり、成績主義などが規定されながら、実際には制度とかけ離れた運用が見られるので、今後議論を進める際には、運用実態がどうなっているか教えてもらいたい。
- ・ 基本権がないから身分保障があり、公務員のリストラができないという議論が、一部でなされていることに危惧を感じる。諸外国においても身分保障は基本権が保障されている国でも存在し、恣意的に解雇することはできないようになっている。
- ・ 公務員を一つの集団としてまとめて議論すべきなのかについて検討する必要がある。戦前の日本やドイツ、あるいはイギリスなどでは、公務員にも種類がある。

今回は、10月19日午前に行うこととされた。

<文責：行政改革推進本部事務局（速報のため事後修正の可能性あり）>